

新型コロナウイルスに関する情報について

当館で収集した新型コロナウイルス感染拡大にともなうグアム島での影響に関する情報は以下のとおりです。

※以下の各項目については、新たな情報を入手次第、随時更新していきます。

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例（更新）

3月11日現在、グアム島内において、新型コロナウイルスの感染確定例が確認されたという報告には接しておりません。

※3月11日のグアム政府発表及び12日の現地報道では、現在計4件の新型コロナウイルスへの感染を確認する検査が行われていると伝えられておりましたが、このうちの2件は陰性であったことがグアム政府より発表されました。残りの2件については現在も検査が行われています。

2. 米国及びグアム島への入国制限について（一部更新）

3月11日、米国連邦政府は3月13日東部標準時間午後11時59分より、新たな米国への入国制限措置の追加を実施すると発表しています。追加される制限措置は、以下のとおりです。

●米国到着日から遡って14日間以内にシェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国での滞在歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

※シェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

上記追加制限措置に加え、既に実施されている以下の入国制限措置についても依然として有効となっています。

- （1）米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴がある外国人（注1）の入国拒否。（注1：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については「別添1」をご参照ください。）
- （2）米国到着日から遡って14日間以内にイラン・イスラム共和国（イラン）での滞在歴があ

る外国人（注２）の入国拒否。（注２：永住者，米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>

- （３）米国到着日から遡って１４日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及びその家族，又は永住者は，最大１４日間の強制（隔離）検疫措置。
- （４）米国到着日から遡って１４日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者は，入国時のスクリーニング後，最大１４日間の自主経過観察措置。

※現有されている米国ビザの種類に関わらず，上記（１）（２）の適用除外者又は（３），（４）以外の方は上記（１）（２）の「外国人」に該当します。特に中・長期ビザでグアムに滞在されている在留邦人の方については，入国制限措置内容に変更があった場合に備え，引き続き米国出入国関連情報の入手に努めてください。

３．グアム政府独自の渡航制限措置について

２月２６日，グアム政府の一機関であるグアム教育省（Guam Department of Education）は，同省が所管する島内の公立学校に対して，学校が主催する行事（例：修学旅行，人的交流事業等）において，日本を含む新型コロナウイルスの感染症例が認められた国・地域への生徒及び教職員の渡航を禁止にすると通知しました。

この決定は学校が主催する行事が渡航禁止の対象となっており，個人の私的渡航までも制限したものではありませんが，島内の公立学校に通うお子様をお持ちのご家庭で，今後日本への私的渡航の予定がある場合は，念のため学校側に日本への私的渡航に対する制限の有無，グアム帰国後の通学への問題の有無について事前に確認されることをお勧めいたします。

併せて，同省は本年の学年度末（５月末）までの間，新型コロナウイルスの感染例が出ている国・地域からの学生又は学校による同省所管の公立学校への訪問は禁止すると発表しております。

※上記２．と３．の制限以外でグアム島出入国に関わる制限措置に関する情報はありません。

４．グアムでの風評被害の認知について

グアム島においては，アジアを中心とした新型コロナウイルスの感染拡大の影響による東洋人に対する風評被害に関する情報には接しておりません。

＜風評被害例＞バス・タクシーの乗車拒否/飲食店等の入店拒否/差別的な言動を受ける等

※咳をする時のエチケットを守る，咳が出る方はマスクを着用するなど，周囲への配慮を心がけましょう。

５．感染防止対策の励行

感染を防ぐ最善の方法は毎日の予防措置です。以下のような予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

6. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と初期の症状は（１）発熱，（２）咳，（３）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず事前に電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。旅行者の方は滞在しているホテルに症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください。

感染拡大防止の観点から、事前連絡をせずに病院を訪れたり、症状を抱えたまま行動を続けることはやめましょう。

※グアムの法律では、新型コロナウイルス感染拡大のような公衆衛生上の緊急事態時においては、感染拡大防止の観点からグアム政府の公衆衛生当局（保健局等）や、その指示を受けている医療従事者に対して検査、治療、隔離に関する権限を付与し、個人はその措置や決定事項に従うことが定められています。

根拠法令の出典：<http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/GCA/10gca/10GC019.PDF>

8. 米国疾病対策センター（CDC）の新型コロナウイルスの検査対象基準について（更新）

- ・発熱もしくは呼吸器症状があり、症状発現の14日前までに感染者と濃厚接触した場合
- ・発熱および呼吸器症状があつて入院を要する状態にあり、症状発現の14日前までにウイルス感染が拡大もしくは持続している地域（中国、イラン、イタリア、日本、韓国）の渡航歴がある場合
- ・そのような渡航歴がなくウイルス暴露歴が特定されなくても、入院を要する重篤な急性呼吸器疾患で他に説明しうる診断がない場合

◎詳しくはこちら CDC のホームページをご参照ください。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/hcp/clinical-criteria.html>

9. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

- ・外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- ・ グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・ 米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・ グアム保健省ホームページ（英語）
<http://dphss.guam.gov/>
- ・ グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の８時～１７時
電話：６７１－６３５－７４４７

「2019 年新型コロナウイルス感染のリスクをもたらす移民及び非移民の入国停止に関する布告」

仮訳（規定部分抜粋）

2020 年 1 月 31 日

1 条 入国停止及び制限

米国への入国または入国企図の 14 日前までの間に中華人民共和国（香港及びマカオ特別行政区を除く）に物理的に滞在していた全ての外国人（移民、非移民）による米国への入国は、本布告 2 条の条件の下、ここに停止・制限する。

2 条 入国制限及び制限の範囲

(a) 本布告 1 条は以下には適用されない。

- I. 米国の合法的永住者
- II. 米国市民または合法的永住者の配偶者である外国人
- III. 未婚かつ 21 歳未満の米国市民または合法的永住者の親または法定後見人である外国人
- IV. いずれもが未婚かつ 21 歳未満である米国市民または合法的永住者の兄弟である外国人
- V. 米国市民または合法的永住者の子、養子または被後見人である外国人、または、IR-4 または IH-4 ビザをもって米国に入国しようとする養子候補者である外国人
- VI. ウイルスの封じ込めまたは軽減に関連する目的のため米国政府の招待により渡航する全ての外国人
- VII. 移民国籍法 101 条 (a) (15) (C) または (D) に基づく非移民で、乗組員、その他航空機乗務員または船舶乗組員として米国へ渡航する全ての外国人
- VIII. A-1, A-2, C-2, C-3 ビザ（外国政府職員または職員の近親）、G-1, G-2, G-3, G-4, NATO-1 から NATO-4 または NATO-6 ビザをもって米国に入国または米国を通過しようとする全ての外国人
- IX. 疾病管理予防センター所長または同所長が指定する者が、入国によってウイルスの流入、感染、まん延の重大なリスクをもたらすことはないと判断する全ての外国人
- X. 司法長官または同長官が指名する者の推薦に基づき、国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、その入国が重要な米国法執行の目的を促進すると判断する全ての外国人
- XI. 国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、入国が国益にかなうと判断する全ての外国人

(b) 本布告のいかなる内容も、米国法令・規則に矛盾しない範囲で、個人の難民の資格、退去強制保留の資格、拷問等禁止条約の施行法のもとに発行される規則に基づく保護の資格に影響を与えるものではない。

3 条 実施及び施行

(a) 国務長官は、国務長官が国土安全保障長官と協議して定める手続きに従って査証に適用することに

よりこの布告を実施する。国土安全保障長官は、国務長官と協議して定める手続きに従って外国人の入国に適用することによりこの布告を実施する。

(b) 関連の法律に従い、国務長官、運輸長官及び国土安全保障長官は、この布告の対象となるいかなる外国人も米国に向かう航空機に搭乗しないよう確保する。

(c) 国土安全保障長官は、米国の海港及び入国港間でこの布告の適用と実施を確保するための基準と手順を確立する。

(d) 詐欺、重要な事実の故意の不実表示、または不法入国によりこの布告の適用を回避する外国人は、国土安全保障省による優先的退去強制対象となる。

4 条 秩序ある医学的スクリーニング及び検疫

国土安全保障長官は、秩序ある医学的スクリーニング及び適当な場合にはウイルスに暴露した可能性がある米国入国者の検疫を容易にすることを目的に、個人及び航空機の米国への渡航を規制するために必要かつ適切な全ての措置を講じる。この措置は、航空会社に対して、米国に向かう航空機へのかかる乗客の搭乗を制限及び規制するよう指示することを含む。

5 条 終了

この布告は、大統領によって終了されるまで有効である。保健福祉長官は、状況に応じて、この命令の日付から 15 日以内に及びその後 15 日ごとに、大統領がこの布告を継続、修正、または終了することを勧告する。

6 条 発効日

この布告は、2020 年 2 月 2 日東部標準時間午後 5 時に発効する。

(以下省略)

原文：米国連邦政府ホームページ

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>